

業務説明資料

- 1 件 名 令和8年度 浜松脱炭素経営塾企画運営業務
- 2 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 浜松市内
- 4 契約上限金額 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務目的

中小企業等においては、脱炭素を進める上での「ヒト・モノ・カネ」が不足している。

今後、中小企業等においては、取引先からの脱炭素化の要請への対応はもとより、脱炭素をビジネスチャンスとして自社のグリーントランスフォーメーションに繋げるためにも、自社の脱炭素経営を中長期的に先導する「ヒト」の育成を進める必要がある。

こうしたことから、市内中小企業等において自社のカーボンニュートラル対応を先導する脱炭素経営人材の育成に向けて「令和8年度 浜松脱炭素経営塾」を開講するにあたり、塾の企画・運営を委託するもの。

6 業務内容

(1) 浜松脱炭素経営塾の企画

次の「塾の概要」を参考として、受託者にて、浜松脱炭素経営塾の企画（日程・講師・内容の調整等）を行う。なお、企画の最終決定は市が行うものとする。

【塾の概要】

①定員 約30人（1社2名まで）

②対象者

市内の中小企業等の経営層又はサステナビリティ担当

（原則として全6回の講義を受講可能であること）

③開講スケジュール（予定）

【Session 1】令和8年9月15日（火）

【Session 2】令和8年10月13日（火）

【Session 3】令和8年11月10日（火）

【Session 4】令和8年12月8日（火）

【Session 5】令和9年1月12日（火）

【Session 6】令和9年2月9日（火）

※初回に開講式、最終回に修了式を行う。

※各回、3時間（14時～17時）とする。

④プログラム（計6回）

- ・特別プログラム（計2回）

日本の脱炭素分野を牽引する研究者や実務者からの講義を通じて、最新動向を把握するとともに、脱炭素経営やGXの意義を理解する。

- ・実務的プログラム（計4回）

「排出量の見える化・炭素会計」、「省エネ」、「太陽光発電」、「環境価値取引」など脱炭素経営に必要となる取組を段階的に学習し、各社の脱炭素化の実践につなげる。

- ・プログラムにおいては、脱炭素をビジネスチャンスとして新製品・サービス等を創出し、自社のGXに繋げる視点も取り入れること。

- ・受講生の所属企業における脱炭素経営の実践に繋げるため、講義においては、脱炭素経営の総論的な説明に加え、業界ごとの具体的取組も説明する。

- ・講義に加え、受講生からの脱炭素の取組事例発表、ワークショップ、市内先進事例視察等を提案することも可能とする。

⑤受講料

3万円/人（税抜） ※受託者が直接徴収し、塾の運営経費に充てる。

⑥場所（※市にて仮予約済）

Co-startup Space & Community 「FUSE」

（浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ中央館地下1階）

⑦その他

- ・塾長は、浜松市脱炭素化地域アドバイザー 中井 徳太郎氏（日本経済大学 特命教授/元環境事務次官）

- ・中井氏が塾長を務め、高度環境人材の育成を目指す「環生塾」と本塾との連携企画について提案することも可能とする。

- ・Session6開催時に、参加者に修了証を交付すること。修了証書の持ち帰り用の筒等も用意すること。

- ・受講生が脱炭素経営に継続的に取り組むことができるように、地域企業の脱炭素経営を伴走支援する組織である「浜松脱炭素経営支援コンソーシアム」と連携を図り、講義においてコンソーシアム関連事業の紹介を行う時間を設けること。

- ・各Session終了後、市にて受講生同士のネットワーク構築のための交流会を開催する場合には、受講生への交流会の案内を行うこと。

（2）受講者募集

受託者にて、チラシ等を作成し、市内中小企業等を対象として受講者を募集する。

受託者にて、受講生募集時に、市内企業に脱炭素経営の必要性を説明し、入塾を案内するセミナー等※を1回以上行う。（※受講生募集に繋がるものであれば、セミナーに限定するものではない。）

受講料（3万円/人（税抜））は受託者が直接徴収し、塾の運営経費に充てる。

(3) 資料作成・会議運営

受託者にて、会議に向けて、受講者への案内や出欠確認を行う。

受託者は、市及び講師と調整のうえ、会議資料（講義資料・席次・名簿等）を準備し、事前に受講生にデータを送付する。

受託者にて、市と協議のうえ、塾長・講師・受講生・事務局分の印刷を行う。

受託者にて、当日の受付、司会、映像・音響設備の準備・記録動画の撮影など塾の運営を行う。

(4) 講義終了後の対応

講義終了後、受託者にて、会場費用や講師謝礼を支払う。なお、塾長の交通費及び謝礼は市が支払う。

受託者は、欠席した受講生に対して、当日の記録動画等を共有し、動画の視聴をもって出席したものとみなす。

受託者にて、受講生へ講義の理解度などを確認するアンケートを実施し、集計結果を市に共有するとともに、次回以降の塾の内容に反映する。

7 成果物

次の事項をまとめた報告書 2 部及び同事項の電子データが記録された CD-ROM とする。

(1) 報告書 2 部

- ・浜松脱炭素経営塾実施報告書

（受講生所属企業等の分析・実施状況・参加実績・考察等）

- ・その他本市が指示するもの

(2) 報告書の電子データ（CD-ROM 1 枚）

報告書を PDF 形式及び Word 形式で CD-ROM に格納する。基礎データは、Word 形式又は Excel 形式にて格納する。

8 その他

(1) 本事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、本市と密接な連携を図りながら進めるものとする。

(2) 著作権等、成果物の利用、変更に係る一切の権限は本市に帰属するものとする。

用紙、インクについては環境に配慮したものを使用し、有害性の恐れのある化学物質等を含有していないものを利用すること。

(3) 本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。